

大垣JCシニアクラブ規約

S46.	9.	7 制定
S48.	1.	15 改正
S52.	1.	15 改正
S54.	1.	7 改正
S55.	8.	29 改正
S56.	1.	11 改正
H27.	1.	28 改正
R7.	1.	14 改正

- 第1条 本会は、大垣JCシニアクラブと称する。
- 第2条 本会の事務所は、公益社団法人大垣青年会議所(以下、「大垣JC」という。)の事務局内に置く。
- 第3条 本会は、大垣JCシニアクラブ会員相互の親睦をはかると共に、大垣JC正会員との交流及びその活動を助成することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条目的の範囲内において次の事業を行う。
1. 本規約に定められた会合の開催
 2. 例会又は、役員会で決定した事業
- 第5条 本会は、大垣JCシニアクラブ会員の全員をもって構成する。
- 第6条 本会の会員は、大垣JCより必要な情報の提供を受け、その行事に参加することができる。
- 第7条 本会は、次の会合を開く。
1. 例会 每年1月に新年定例会を開き、その他必要に応じて臨時例会を開く。
 2. 役員会 必要に応じて隨時開催し、本会の運営を決定する。
- 第8条 本会に、次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 常任幹事 2名
 3. 幹事 3名以内
 4. 会計監査 1名
- 第9条 本会の会長、常任幹事及び会計監査は例会で選任し、幹事は大垣JCシニアクラブ会員の中から会長が指名する。
- 第10条 本会会長の任期を2年、会計監査は1年とし、再任を妨げない。
②その他の役員の任期は、常任幹事が2年、幹事が1年とする。
- 第11条 本会の会費は、次の通りとする。
1. 終身会費は、1口100,000円とし、1口以上を入会時に納入する。但し、本会は、大垣JCに対し、終身会費の半額を負担金として支払うものとする。
 2. 例会費は、その都度役員会で決定し、出席者が負担するものとする。
 3. 臨時会費は、役員会の決議による。
- 第12条 会長は、新年定例会において前年度の事業及び会計の報告を行う。
- 第13条 本会の事務は、大垣JCに委託する。
- 第14条 本会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。
- 第15条 本規約の変更は、例会において決定する。
- 第16条 本規約は、昭和46年9月7日から施行する。

以上